

江戸川区請負工事成績評定事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、江戸川区請負工事成績評定事務要綱（平成14年3月26日付け区長決裁。以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(取りまとめ)

第2条 要綱の規定に基づく評定結果の取りまとめについては、総務部用地経理課検査係が行うものとする。

(通知方法)

第3条 要綱第8条に規定する通知は、江戸川区請負工事成績評定書（以下「評定書」という。）を当該評定に係る工事の施工者（以下「施工者」という。）に対し、当該工事の施工を主管する課（以下「工事主管課」という。）から直接手渡すものとする。ただし、評定点の合計が59点以下の場合は、総務部用地経理課から直接手渡すものとする。

(評定の修正)

第4条 要綱第9条第1項に規定する評定の修正は、評定書により通知した当該評定に係る点数から、別表各号の要件に該当する減算点を減じた点数を、評定の修正に係る点数とする。ただし、評定の修正は江戸川区工事請負指名業者選定委員会（江戸川区工事請負指名業者選定委員会要綱（昭和50年4月1日施行）に基づき設置された委員会をいう。（以下「工事請負指名業者選定委員会」という。））に諮り、決定するものとする。

2 評定の修正を行うことができる期間は、当該評定に係る工事完了日の属する年度から5年間とする。

(説明請求)

第5条 施工者は評定書又は要綱第9条第2項の規定に基づく通知を受け取った日から14日以内に評定内容に疑義がある場合は、総務部用地経理課長（以下「用地経理課長」という。）へ書面等をもって説明を求めることができる。

2 前項により説明等を求められた場合、用地経理課長は工事主管課の長と協議のうえ、書面等により速やかに説明するものとする。

3 用地経理課長は、前項による説明後、更に説明等を求められた場合には、要綱第6条の規定により、工事請負指名業者選定委員会の審査を経て書面による回答を行うものとする。

付 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

番号	再 評 定 項 目	減算点
1	請負工事成績評定を通知後に、しゅん功図書と施工の差異が判明し、機能・構造上改修が必要となった場合	20点
2	請負工事成績評定を通知後に、しゅん功図書と施工の差異が判明し、機能・構造上大規模の改修が必要となった場合	30点
3	請負工事成績評定を通知後に、虚偽の協議・承諾願・報告等が判明し、機能・構造上改修が必要となった場合	25点
4	請負工事成績評定を通知後に、虚偽の協議・承諾願・報告等が判明し、機能・構造上大規模の改修が必要となった場合	35点
5	請負工事成績評定を通知後に、第三者にけがなどの被害を与え、当該被害者が通院したことが判明した場合	15点
6	請負工事成績評定を通知後に、第三者にけがなどの被害を与え、当該被害者が入院したことが判明した場合	20点
7	請負工事成績評定を通知後に、第三者が死亡し、又は高度後遺障害が残る状態となったことが判明した場合	30点

注1 再評定項目に重複する項目がある場合には、合算した点数を減算する。

2 適応する再評定項目については、当該工事の施工を主管する部と検査を主管する部にて、協議のうえ決定する。